

# 任意後見制度の利用イメージ

本人（委任者）の判断能力が十分ある時に行うこと

1. 本人（委任者）が、予め任意後見人（受任者）を選任



2. 任意後見人に、どのようなことを委任するのか検討 & 公証役場にて契約



任意後見契約は、「将来型」・「移行型」・「即効型」と言う3つの契約形態（※運用上の区分であり、法律上、明確に分類されているものではありません。）に分かれています。

その違い及び契約例については、以下のとおりです。（各形態内の契約は、例ですので、参考程度としてください。）

|                           | 将来型<br>任意後見契約   | 移行型<br>任意後見契約                                  | 即効型<br>任意後見契約  |
|---------------------------|---|--|--|
| （委任者の）<br>判断能力が<br>低下するまで | 任意後見契約開始まで特になし  | <b>継続的見守り契約</b><br>委任者と受任者が定期的に連絡を取り、関係性を構築する。 | <b>財産管理等委任契約</b><br>身体的な理由等により、判断能力はあるものの、自身で財産管理を行うことが難しい場合、条件付きで財産管理を任せるもの |
| （委任者の）<br>判断能力低下<br>～死亡   | <b>任意後見契約</b><br>将来本人（委任者）の判断能力が低下した時に、十分に行うことができなくなる財産管理（例：不動産管理）や身上保護（例：入院の手続き）について、自身の代わりに行う人（受任者）と受任者に委任する内容を予め定めるもの。<br>（※ 受任者は、任意後見監督人（★）選任後、契約に基づいて支援を行う。） |  |  |
| （委任者の）<br>死亡後             | <b>死後事務委任契約</b><br>死後の事務（例：行政への届け出）を受任者が代理して行うもの  |  |  |

参考：「任意後見の実務～フローチャートとポイント～」（編集：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート）

※ 任意後見契約手続きの詳細については、公証役場にお問合せください。

※ なお、「契約締結＝任意後見契約開始」ではありません。

本人（委任者）の判断能力が低下してから行うこと

3. 任意後見契約の開始（家庭裁判所への申立て）

受任者等（本人、配偶者、四親等以内の親族又は任意後見受任者）が家庭裁判所に「任意後見監督人」（★）の申立てを行います。  
任意後見監督人が選任された後、任意後見契約が開始となります。

★「任意後見監督人」とは…

任意後見人が契約どおり適正に仕事をしているか監督する人。  
司法書士や社会福祉士などの第三者が選ばれます。

